

東京都立江戸川高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、「いじめる側が100%悪い」という意識の徹底。
- (2) いじめをさせない、許さない学校。
- (3) いじめは、芽の段階で摘み取る。
- (4) いじめの防止・対策に学校と保護者、地域、関係機関と連携して対応する。

2 学校及び教職員の責務

保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処等
- いじめへの組織的な対応

ウ 会議 必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、教務部主任、進路部主任、養護教諭、各学年1名、
スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、
学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止、早期解決を図るための組織的な対応。
- 学校いじめ対策委員会の支援
- 学校、保護者、地域住民、関係機関が連携した学校サポート体制の確立。

ウ 会議 必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者代表2名、同窓会代表2名、近隣幼稚園長、中学校長、地域住民代表1名、地域関係機関代表1名、学識経験者2名

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア HR 等の充実により、いじめを傍観せず、互いの個性を理解し、望ましい人間関係を構築し、いじめをしない気持ちの調整ができる自律性を高める。

イ 行事を通して、コミュニケーション能力を高め、自他の良さを認める姿勢を養う。

ウ 規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。

エ 部活動において、仲間との絆を深め、居場所をつくり、集団の一員としての自信や自覚をもたせる。

オ 情報等の授業を活用し、情報モラルを高める指導を行う。

カ 保護者会等を活用して保護者との緊密な連携、協力体制を構築する。

(2) 早期発見のための取組

ア 担任による全生徒との個人面接を毎年実施する。

イ スクールカウンセラーによる1年生全員との個人面接を1学期に実施する。

ウ 生徒と教職員との信頼関係を構築し、生徒が教職員に気軽に相談できるような雰囲気をつくる。

エ HR や授業、部活動における生徒観察を徹底し、生徒の変化を機敏に捉える。

オ 生徒に関する情報を教職員、スクールカウンセラー間で共有する。

カ 企画調整会議や職員会議、学年会議等で、気になる事案の報告を徹底する。

(3) 早期対応のための取組

ア 事実を適切に把握し、その情報に基づく対応方針を学校いじめ対策委員会で検討し、全教職員で共有し、対応する。

イ 被害生徒の安全を確保し、スクールカウンセラーと協力しながら心理的なケアを行う。

ウ 加害の生徒に対する指導等の具体的方策を生徒部、担任から実施し、その進捗状況に関する状況を学校いじめ対策委員会で随時把握し、適切な指導を行う。

エ いじめを伝えた生徒の安全確保を行う。

オ 状況に応じて、警察や児童相談所など外部機関と連携する。

(4) 重大事態への対処

ア 事実を適切に把握し、その状況に基づく対応方針を学校いじめ対策委員会で検討し、全教職員で共有し、対応する。

イ スクールカウンセラーの活用計画を立案し、適切な指導と心理的ケアを行う。

- ウ 加害の生徒に対する指導等の具体的方策を生徒部、担任等から実施し、その進捗状況に関する状況を学校いじめ対策委員会で随時把握し、適切な指導を行う。
- エ 保護者から事実に関する理解を得て、指導方針を共有し、情報交換を密にする。
- オ 状況に応じて、警察や児童相談所など外部機関と連携する。

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会が中心となり、年2回以上いじめ問題に関する研修会を計画し、実施する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、必要に応じて校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校・HR からの便りや保護者会の活用計画を立て、いじめの未然防止等に連携して臨むことの重要性や保護者の役割等に関する保護者の理解深化を図る。
- (2) 保護者が保健室やスクールカウンセラーに相談しやすい支援体制をつくる。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察・児童相談所等との日常的な情報交換を密にする。
- (2) 警察、スクールサポーターへの通報の在り方を事前に相談しておく。
- (3) 町内会を通じて、地域人材を把握し、それらの人材を活用した取り組みの計画を作成する。登校、下校時の生徒の様子を情報収集する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒・保護者がいじめの有無について回答しやすい質問等を検討する。
- (2) いじめの未然防止につながる生徒の精神的な状況を把握できる質問等を検討する。
- (3) 評価結果をもとに学校いじめ対策委員会は、いじめの有無を確認するとともに生徒の精神的な課題を把握し、今後の指導の在り方を検討し、全教職員に共有する。